

令和7年8月8日受付 肝付町議会事務局 第502号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 令和7年8月5日(火)
午前9時00分開議 ～ 午前9時15分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・松元・田中・富永・吉原・柳 (有留) 欠席：前原
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説 明 員 なし
6. 参 考 人 なし
7. 会議に付した事件
 - (1) 第4回肝付町議会臨時会について
 - ・会期日程について
 - ・付議事件について
 - ・報告
 - (2) その他

協議の概要及び決定事項

- (1) 第4回肝付町議会臨時会について
 - ・会期日程について
事務局からの提案:会期は令和7年8月5日(火曜日)の1日間、開議時間は午前10時としたい。
質疑応答:委員から特に意見はなく、全員が了承した。
決定事項:提案どおり、会期は令和7年8月5日の1日間、開議時間は午前10時と決定した。
 - ・付議事件について
事務局説明:付議事件は議案第37号「令和7年度肝付町一般会計補正予算(第3号)」の1件。
町長及び総務課長の説明後、質疑、討論、起立採決を行う予定。
質疑応答:委員から特に意見はなかった。
決定事項:提案どおり了承した。
 - ・報告
事務局報告:報告事項は2点。
町長選挙後、初めての議会となるため、町長による所信表明が行われる予定。
本日午前9時30分から全員協議会を開催し、執行部からの説明を予定している。
質疑応答:議長より、今回の所信表明は要点がまとめられ、短時間となる見込みであるとの
補足説明があった。委員から特に意見はなかった。
決定事項:報告事項の2点について了承した。
- (2) その他

- ・ 議会図書室の設置に関する規約等について
規約について、定例会前の議会運営委員会で協議することを確認した。
- ・) 議会モニターからの意見について
議会モニターから届いている意見の取り扱いについても、定例会前の議会運営委員会で協議することを確認した。
- ・ 一般質問の通告締め切りについて
本日の臨時会において町長の所信表明が行われるため、申し合わせ事項とは異なるが、9月定例会の一般質問通告締め切りは、通常通りの日程としたい旨全員協議会で提案する方針について議長から提案。
決定事項: 提案について、全会一致で了承した。

まとめ

本日の議会運営委員会では、第4回肝付町議会臨時会の会期、付議事件、審議の流れが決定された。また、町長の所信表明が実施される旨報告が行われた。

その他の事項として、議会図書室設置にかかるの規約や議会モニターからの意見については、9月定例会前の議会運営委員会で協議することを確認した。さらに、9月定例会の一般質問通告締め切りについては、定例会前の議会運営委員会の前日正午とすることが了承された。

議会運営委員会 委員長 宮後 竜一



令和7年9月10日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第324号	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和7年8月27日（水）
午前10時00分開議～ 午前1時50分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・田中・富永・吉原・柳・（有留）
4. 事務局職員 西迫・小野原
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件

(1)議会運営について

- ①9月定例会の日程について
- ②一般質問等について
- ③諸報告書の提出期限について
- ④委員会の日程について
- ⑤議案について
- ⑥陳情書等の取扱いについて
- ⑦議員派遣について
- ⑧報告
- ⑨諮問(条例改正等)

(2)その他

- ①議会モニターからの意見書について
- ②議会基本条例第11条第3項の運用について
- ③令和7年度行事予定について
- ④傍聴者との意見交換会の実施について
- ⑤緊急連絡先について

協議概要

(1)議会運営について

①9月定例会の日程について

- 9月3日（水） 本会議（初日）
- 9月25日（木）・9月26日（金） 本会議（中日）
- 9月29日（月） 本会議（最終日）
- 会期：（27）日間いずれも午前10時開会として事務局提案どおり決定した。

②一般質問等について

- 9月25日（木）2名実施
- 9月26日（金）2名実施することを委員長が提案し了承された。

③諸報告書の提出期限について

- 9月22日（月）17時までに事務局へ提出することで決定した。

④委員会の日程について

- 全員協議会 9月19日か22日の午前10時
- 総務・文教委員会 9月17日（水）午前10時
- 産業・福祉委員会 9月16日（火）午前10時
- 議会広報委員会 9月19日か22日の議会運営委員会後
- 議会運営委員会 9月19日か22日の全員協議会後に実施予定とし、後日調整行うこと
で了承された。
- 決算審査特別委員会については、決算審査特別委員会を設置して審査を行うことが確認
された。

⑤議案について

(1) 初日：提出議題について

- 報告第3号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率については、町長・総務課長
が報告を行う。質疑等を行わない。
- 同意第1号及び2号の教育委員会委員の任命については、町長の説明を受けた後、質
疑・討論・起立採決を1件ごとに行う。
- 認定第1号から7号の令和6年度各会計決算認定については、特別委員会を設置し、
その特別委員会に付託し審査を行う。（採決については、最終日を予定。）
- 議案第38号から40号の各条例の一部改正については、町長・各課長が説明した後、質
疑・討論・採決を行う。
- 議案第41号及び42号の消防ポンプ積載車及び農畜産仕様車ホイロローダーの取得につ
いては、町長・各課長が説明した後、質疑・討論・採決を行う。
- 議案第43号 令和7年度肝付町一般会計補正予算(第4号)については、町長・総務課
長の説明後、質疑、討論、起立採決を行う。
- 議案第44号 令和7年度肝付町特別会計国民健康保険事業費事業勘定補正予算(第2号)
については、町長・健康増進課長の説明後、質疑、討論、起立採決を行う。
- 議案第45号 令和7年度肝付町特別会計後期高齢者医療費事業勘定補正予算(第1号)に
ついては、町長・健康増進課長の説明後、質疑、討論、起立採決を行う。
- 議案第46号 令和7年度肝付町特別会計介護保険事業費保険事業勘定補正予算(第1号)
については、町長・福祉課長の説明後、質疑、討論、起立採決を行う。
- 議案第47号 令和7年度肝付町特別会計介護保険事業費介護サービス事業勘定補正予算
(第1号)については、町長・福祉課長の説明後、質疑、討論、起立採決を行う。

(2) 中日：一般質問

(3) 最終日：議案は、

- 同意案件については、説明を受けた後、質疑・討論・起立採決を1件ごとに行う。
- 議案がある場合は、説明を受けた後、質疑・討論・採決（予算関係の議案は起立採決）を1件ごとに行う。
- 常任委員会に付託された事件で、委員長報告及び発議（発委）があるものは、1件ごとに質疑、討論、採決を行う。
- 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うこととし、指名の方法については、議長が指名を行う。
- 閉会中の所管・所掌事務調査の議決を行う。
- 議員派遣の議決を行う。

以上、事務局提案のとおり決定した。

⑥陳情書等の取扱いについて

- 2025年原水爆禁止国民平和大行進への支持・賛同のお願い
【提出者】2025年原水爆禁止国民平和大行進鹿児島県実行委員会委員長 福丸 裕子
については、文書配布と決定。
- 核廃絶・平和行政に関する要請
【提出者】原水爆禁止九州ブロック連絡会議 議長 米村 豊
原水爆禁止鹿児島県民会議 議長 平井 一臣
大隅ブロック平和運動センター 議長 一松 荘八
については、文書配布と決定。

⑦議員派遣について

- 町議会議員行政産業視察
 - ①目的 宇宙政策に関する行政産業視察
 - ②場所 和歌山県串本町
 - ③期間 令和7年10月2日～3日
 - ④議員 全議員
- 郡町村議会議長会議員大会及び全議員研修会
 - ①目的 郡町村議会議長会議員大会及び研修会への出席
 - ②場所 南大隅町
 - ③期間 令和7年10月24日
 - ④議員 全議員
- 議会広報研修会
 - ①目的 県町村議会議長会議員主催の広報研修会への出席
 - ②場所 鹿児島市
 - ③期間 令和7年11月6日
 - ④議員 議会広報委員会委員
- 町村議会議長全国大会及び郡町村議会議長会正副議長行政産業研修視察
 - ①目的 町村議会議長全国大会及び郡町村議会議長会研修視察への出席
 - ②場所 神奈川県・千葉県・東京都

③期間 令和7年11月10日～13日

④議員 議長及び副議長

▪ 県町村議会議長会理事会

①目的 県町村議会議長会理事会への出席

②場所 鹿児島市

③期間 令和7年11月20日

④議員 議長

以上、5件について、事務局提案どおり承認された。

⑧報告

- 8月28日全員協議会での執行部からの説明予定事項について事務局報告があり確認された。

⑨諮問(条例改正等)

(1) 肝付町議会委員会条例の一部を改正する条例

(2) 肝付町議会会議規則の一部を改正する規則

(3) 肝付町議会傍聴規則の一部を改正する規則

(4) 肝付町議会広報の発行に関する規定の一部を改正する規程

(5) 肝付町議会広報編集要綱の一部を改正する要綱

(6) 肝付町議会録音テープ保管及び取扱規程の一部を改正する規定

(7) 肝付町議会図書室設置管理規則の制定

以上、7件の条例等改正案について、(1)～(3)については、これまでの協議の結果に基づく改正内容となっているか確認が行われたが、(2)の127条の改正(会議録に署名すべき議員の数が3名ではなく、指名する数が3名とすべきでは?)については、再調査を行うよう指示があった。(4)～(7)については、事務局提案どおり承認された。

(2)その他

①議会モニターからの意見書について

反問権の導入について議長から議会運営委員会に諮問が行われた。

②議会基本条例第11条第3項の運用について

運用の方法として、各議員が要求事項を文書で作成して定例会最終日までに提出してもらい、定例会後の議会運営委員会(反省会)で検討のうえ執行部に要求を行い、提出された回答については、全議員に通知を行うよう運用することが確認された。

なお、事務局において様式作成の上、全員協議会での周知準備を行うよう指示があった。

③令和7年度行事予定について

令和7年度の議会行事予定について、全員協議会で情報共有することが確認された。

④傍聴者との意見交換会の実施について

定例会最終日に実施することを確認。

なお、最近の意見交換会が理想とかけ離れてしまっている現実があり、今回は、試験的に

議長のみか副議長と2名で、傍聴者から、どのような意見交換の場にしたいか要望も伺い
う予定として実施したい旨議長から提案され了承された。

⑤緊急連絡先について

公務中に事故等が発生した場合の緊急連絡先として、議員本人以外の連絡先（2名程度）
の届け出（変更を含む）について、議長から提案があり、全会一致で了承された。さら
に、緊急連絡先の届け出については、申し合わせ事項への記載を行う方向で全員協議会に
て提案することが確認された。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一



令和7年9月30日受付	議長	局長	次長	係
肝付町議会事務局 第356号	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和7年9月19日（水）
午後1時00分開議～午後1時20分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・田中・富永・柳・（有留） 欠席：吉原議員
4. 事務局職員 西迫
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件
 - (1) 閉会中の継続調査事項について
定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査とすることを全会一致で承認。
 - (2) 反問権について
次回以降、集中的に検討を行うので、委員各位で反問権に関する調査を行い、意見をまとめておいて頂きたい旨依頼した。
 - (3) 陳情書等の取り扱いについて
公益社団法人肝付町シルバー人材センター 理事長 岩永隆様から提出された、「地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望」については、事務局が提出者に確認したところ、執行部に提出した要望書に関する議会への情報共有との説明があり、直ちに議会に対応を求めるものではないとの回答を受けて、文書配布とすることを決定した。
 - (4) その他
 - ①第3回定例会の反省会について
9月29日の定例会最終日終了後に開催することを決定した。
 - ②議会モニターの辞任について
木村議員の紹介で承諾頂いたモニターであるが、全員協議会において説明があったように、次期選挙管理委員に就任される予定であり、モニター資格に該当しなくなるための辞任となる旨説明があり承認された。なお、木村議員には説明済み。
 - ③議会最終日の議案について
本日中にデータを格納のうえ、チャットで全議員にお知らせを行う旨事務局から説明があった。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一



令和7年9月30日受付 肝付町議会事務局 第357号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和7年9月29日（月）
午前10時45分開議～午前11時40分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・田中・富永 欠席：柳議員・（有留）
4. 事務局職員 西迫 小野原
5. 説明員 なし
6. 参考人 なし
7. 会議に付した事件

（1）第3回定例会の反省会について

決算審査特別委員会の総括質疑には、全課長が出席すべきとの意見があり、コロナを機に最少人数での実施となっている現状を元通りにするよう意見が出された。また、一般質問への回答者について、専決事項や政策の方針等重要案件に関して町長を指名して質問したにも関わらず、課長が答弁することに対して複数の議員から疑問が呈された。また、課長が回答する場合においても、町長から課長への答弁をさせる旨発言があるべきではないかとの意見もあった。反面、各課を動かしているのは課長であり、一番詳しいのも課長であることから、多くの答弁を課長が行うことは当然であるとの見解もあった。

協議結果

- ・決算審査特別委員会の総括質疑への全課長の出席については、来年度の決算審査特別委員会で協議を行うことを委員及び事務局で共有した。
- ・一般質問への町長答弁の件については、全員協議会での議題として協議できるよう議長に依頼することを確認した。

（2）反問権について

- ・次回以降、集中的に検討を行うので、委員各位で反問権に関する調査を行い、意見をまとめておいて頂きたい再度依頼した。

（3）基本条例第11条第3項に基づく検討結果要求について

- ・今期定例会最終日までに提出された要求書は、議長からの1件である旨事務局から報告があり、内容について確認、共有が行われ、執行部への提出が確認された。

（4）その他

- ・議会モニター意見書への回答について

- ・XXXXXXXXXXモニターへの回答

回答書の協議結果部分について、もう少し詳細に記載してほしい旨要望があり、事務

局で修正のうえ、議長確認を経て提出することが確認された。

- ・ ■■■モニターへの回答

提案内容で問題ないことが確認された。

- ・ ■■■モニターへの回答

傍聴席の映り込みについては、傍聴者心得及び張り紙で事前に了承得ていることや、配信で傍聴する方が町民の関心をはかるバロメータにもなるため対策は不要との意見の他、固定カメラのアングル調整等により少ない費用で対応できるなら配慮すべきとの意見もあり対応方針の意見が割れた。今回は、配信委託業者に傍聴席が映らないようにする対応案や費用について確認が必要との認識で一致し、村田モニターへの回答は、その後に行うことが確認された。また、今後の意見書への回答書書式について、統一性を検討してほしい旨要望があった。

- 次回日程について

- ・ 委員長に一任された。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一

